

<h1>静岡市報</h1>	No. 174
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 6
- 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 静岡市急病センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例・・・・ 9
- 静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

規 則

- 静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 12
- 静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

上下水道局管理規程

- 静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

消防本部訓令

- 静岡市消防署の組織等に関する規程の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

告 示

- 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金取扱要領・・・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定の一部改正・・・・・・・・・・ 33

葵区選挙管理委員会告示

- 公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

駿河区選挙管理委員会告示

○公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示
の一部改正・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

- ◇ 静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第48号）

住居表示の実施により、東静岡一丁目及び東静岡二丁目为新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第49号）

住居表示の実施により、長沼南及び東静岡一丁目为新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第50号）

住居表示の実施により、長沼南、東静岡一丁目及び東静岡二丁目为新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市急病センター条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第51号）

東静岡駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴い、葵区柚木の番地が変更されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第52号）

住居表示の実施により、長沼南、東静岡一丁目及び東静岡二丁目为新設されたため、所要の改正をすることとした。

- ◇ 静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例（平成29年静岡市条例第53号）

東静岡駅周辺土地区画整理事業の換地処分に伴い、葵区柚木の番地が変更されたため、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第48号

静岡市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

静岡市自転車等駐車場条例（平成15年静岡市条例第238号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「静岡市葵区長沼744番地の10」を「静岡市葵区東静岡一丁目2番30号」に、「静岡市葵区長沼584番地の10」を「静岡市駿河区東静岡二丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月7日から施行する。

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第49号

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成15年静岡市条例第283号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表静岡市千代田消防署の項管轄区域の欄中「長沼三丁目」の次に「、長沼南、東静岡一丁目」を加える。

附 則

この条例は、平成29年10月7日から施行する。

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第50号

静岡市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例

静岡市区の設置等に関する条例(平成16年静岡市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表第1 葵区の項中「長沼三丁目」の次に「、長沼南」を、「東草深町」の次に「、東静岡一丁目」を加え、同表駿河区の項中「根古屋」の次に「、東静岡二丁目」を加え、「古宿、曲金」を「古宿」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月7日から施行する。

静岡市急病センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第51号

静岡市急病センター条例の一部を改正する条例

静岡市急病センター条例（平成15年静岡市条例第175号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市葵区柚木240番地」を「静岡市葵区柚木1014番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月7日から施行する。

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第52号

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例の一部を改正する条例

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成15年静岡市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第3条中「静岡市駿河区曲金」を「静岡市葵区東静岡一丁目及び駿河区東静岡二丁目」に「、葵区长沼、駿河区池田及び」を「及び長沼南並びに」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月7日から施行する。

静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年10月 6 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第53号

静岡市こころの健康センター条例の一部を改正する条例

静岡市こころの健康センター条例（平成16年静岡市条例第94号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「静岡市葵区柚木240番地」を「静岡市葵区柚木1014番地」に改める。

附 則

この条例は、平成29年10月 7 日から施行する。

規 則

静岡市規則第60号

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年9月29日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則の一部を改正する規則

静岡市精神障害者地域生活支援センター条例施行規則（平成16年静岡市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条中「静岡市支援センターなごやか」を「精神障害者地域生活支援センター」に、「静岡市精神障害者地域生活支援センター利用許可申請書」を「精神障害者地域生活支援センター利用許可申請書」に改める。

第3条中「静岡市精神障害者地域生活支援センター利用許可書」を「精神障害者地域生活支援センター利用許可書」に改める。

第4条第1項中「静岡市精神障害者地域生活支援センター変更利用許可申請書」を「精神障害者地域生活支援センター変更利用許可申請書」に改め、同条第2項中「静岡市精神障害者地域生活支援センター変更利用許可書」を「精神障害者地域生活支援センター変更利用許可書」に改める。

第5条第1項中「静岡市精神障害者地域生活支援センター使用料減額・免除承認申請書」を「精神障害者地域生活支援センター使用料減額・免除承認申請書」に改め、同条第3項中「静岡市精神障害者地域生活支援センター使用料減額・免除通知書」を「精神障害者地域生活支援センター使用料減額・免除通知書」に改める。

第6条第1項中「静岡市精神障害者地域生活支援センター利用許可取消申出書」を「精神障害者地域生活支援センター利用許可取消申出書」に改める。

第8条中「静岡市精神障害者地域生活支援センター利用登録簿」を「精神障害者地域生活支援センター利用登録簿」に改める。

第9条中「静岡市精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書」を「精神障害者地域生活支援センター指定管理者指定申請書」に改め、同条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 精神障害者地域生活支援センター事業計画書（様式第10号）

- (2) 精神障害者地域生活支援センター事業計画に関する収支予算書（様式第11号）
様式第1号その1から様式第7号までを次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第8号中「静岡市精神障害者地域生活支援センター利用登録簿」を「精神障害者地域生活支援センター利用登録簿」に、

「

登録日	年 月 日	記載日	年 月 日
-----	-------	-----	-------

を
」

「

利用施設			
登録日	年 月 日	記載日	年 月 日

に、
」

「

手帳・公費	手帳番号	級	通院公費番号
-------	------	---	--------

を
」

「

精神障害者保健 福祉手帳番号	(級)	自立支援医療費(精神 通院) 受給者番号	
-------------------	------	-------------------------	--

に、
」

「

支援センター利用目的

を
」

「

利用目的

に
」

改める。

様式第9号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第10号中「静岡市精神障害者地域生活支援センター事業計画書」を「精神障害者地域生活支援センター事業計画書」に改める。

様式第11号中「静岡市精神障害者地域生活支援センター事業計画に関する収支予算書」を「精神障害者地域生活支援センター事業計画に関する収支予算書」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第61号

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市消防団の組織等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市消防団の組織等に関する規則（平成20年静岡市規則第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 静岡地区本部に属する分団の表静岡第8分団の項中「豊原町、曲金」を「豊原町」に改め、「曲金七丁目」の次に「、東静岡二丁目の一部」を加え、同表静岡第14分団の項中「小鹿三丁目」の次に「、東静岡二丁目の一部」を加え、同表静岡第15分団の項中「及び長沼三丁目」を「、長沼三丁目、長沼南及び東静岡一丁目」に改め、同表静岡第19分団の項中「、羽高町羽高」を「羽高町、羽高」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月7日から施行する。

静岡市規則第62号

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成29年10月 6 日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市事務分掌規則の一部を改正する規則

静岡市事務分掌規則（平成17年静岡市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「静岡市葵区柚木240番地」を「静岡市葵区柚木1014番地」に改める。

附 則

この規則は、平成29年10月 7 日から施行する。

上下水道局管理規程

静岡市上下水道局管理規程第9号

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程をここに制定する。

平成29年9月22日

静岡市公営企業管理者 大石清仁

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程の一部を改正する規程

静岡市水道事業及び下水道事業に係る徴収事務等の委託に関する規程（平成15年静岡市企業局管理規程第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「及び下水道使用料」を「、下水道使用料、審査手数料及び検査手数料」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

消防本部訓令

静岡市消防本部訓令第7号

各消防署

静岡市消防署の組織等に関する規程（平成15年静岡市消防本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

静岡市消防長 青山雅行

別表2 静岡市千代田消防署の表消防署の項受持区域の欄中「長沼三丁目」の次に「、長沼南、東静岡一丁目」を加え、別表3 静岡市駿河消防署の表東豊田出張所の項受持区域の欄中「曲金、」を「東静岡二丁目、」に改める。

附 則

この訓令は、平成29年10月7日から施行する。

告 示

静岡市告示第714号

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金取扱要領を次のように定める。

平成29年10月5日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金取扱要領

目次

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 清算金の徴収（第5条—第13条）

第3章 清算金の交付（第14条）

第4章 清算金の供託（第15条—第17条）

第5章 雑則（第18条—第24条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 土地区画整理法（昭和29年法律第119号。以下「法」という。）第3条第4項の規定により静岡市が施行する静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業における清算金の取扱いに関しては、法、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号。以下「政令」という。）及び静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業施行条例（平成15年静岡市条例第226号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

（清算金額の決定）

第2条 市長は、法第103条第1項の規定による換地処分があったときは、法第87条第1項第3号の各筆各権利別清算金明細に基づき、宅地の所有権又は宅地に存する所有権以外の権利（以下これらの権利を総称して「権利」という。）を有する者ごとに清算金の集計又は相殺を行い、徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定するものとする。

2 市長は、共有に係る権利がある場合は、当該共有者のそれぞれの持分に応じて清算金の額を分割した後、前項の規定により集計又は相殺を行うものとする。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

3 数人の相続人の有する権利がある場合は、前項の規定を準用する。

（相殺の期日）

第3条 前条の規定により相殺をする期日は、法第103条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日とする。

(清算金の額の通知)

第4条 市長は、第2条の規定により徴収し、又は交付すべき清算金の額を決定したときは、その額の清算金を徴収し、又は交付すべき者に清算金額通知書（様式第1号）により通知するものとする。

第2章 清算金の徴収

(納付の通知)

第5条 市長は、清算金を徴収しようとするときは、納付期限の10日前までに清算金を納付すべき者に対し納入通知書により通知するものとする。

(分割納付)

第6条 条例第26条第5項の規定による清算金の分割納付の承認申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 条例第26条第2項の適用を受ける者 清算金分割納付特例承認申請書（様式第2号）

(2) 前号に掲げる者以外の者 清算金分割納付承認申請書（様式第3号）

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、清算金分割納付承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(納付期限の延長)

第7条 条例第26条第5項の規定による承認を受けた者で、政令第61条第2項ただし書の規定による納付期限の延長の承認申請をしようとするものは、清算金分割納付延長承認申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 政令第61条第2項ただし書の規定により納付期限を延長した場合における分割徴収を完了すべき期限及び分割の回数は、別表に定めるとおりとする。

3 市長は、第1項の規定による申請を適当と認めるときは、分割徴収を完了すべき期限及び分割の回数を定め、清算金分割納付延長承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(繰上納付)

第8条 条例第26条第6項の規定によりいまだ納付期限が到来していない清算金の全部又は一部について、分割納付を完了すべき期限前において納付しようとする者は、納付しようとする日の20日前までに清算金繰上納付承認申請書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、清算金繰上納付承認通知書（様式第8号）により通知するものとする。この場合において、利子の計算は、前回の納付期限の翌日から繰り上げて納付する日までの日割計算によるものとする。

（繰上徴収）

第9条 市長は、条例第26条第7項の規定によりいまだ納付期限が到来していない清算金の全部又は一部について繰り上げて徴収しようとする場合は、清算金分割納付承認取消・繰上徴収通知書（様式第9号）により通知しなければならない。この場合において、利子の計算は、前回の納付期限の翌日から繰り上げて徴収する日までの日割計算によるものとする。

（督促）

第10条 市長は、清算金を納付すべき者が納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から20日以内に督促状（様式第10号）を発するものとする。

（滞納処分）

第11条 市長は、前条の規定により督促を受けた者が督促状において指定した期限までに清算金及び延滞金を納付しないときは、国税滞納処分の例によりこれを徴収するものとする。

（職員証の提示）

第12条 前条の規定により滞納処分のため財産の差押えをしようとする職員は、静岡都市計画事業東静岡駅周辺土地区画整理事業清算金滞納処分職員証（様式第11号）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（延滞金の減額又は免除）

第13条 条例第27条第3項の規定により延滞金を減額し、又は免除することができる特別な事情は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、災害、病気等により生活に困窮し、延滞金を納付することが困難な状態にあると認められる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、やむを得ない理由があると認められる場合

2 延滞金の減額又は免除を受けようとする者は、延滞金減額・免除承認申請書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、延滞金減額・免除承認通知書（様式第13号）により通知するものとする。

第3章 清算金の交付

（交付請求）

第14条 市長は、第4条の規定により交付すべき清算金の額の通知をしたときは、当該通知を受けた者に対し、交付清算金請求書（様式第14号）の提出を求めるものとする。

2 清算金の交付は、口座振替払により行うものとする。

第4章 清算金の供託

（供託）

第15条 市長は、清算金を交付しようとする場合において、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、清算金を供託するものとする。

- （1）法第112条第1項ただし書の規定による先取特権、質権又は抵当権を有する債権者からの供託をしなくてもよい旨の申出のないとき。
- （2）清算金を受けるべき者がその受領を拒んだとき。
- （3）清算金を受けるべき者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）が不明のとき。
- （4）清算金を受けるべき者を確知できないとき。

（抵当権等が存する場合の清算金の供託）

第16条 市長は、法第112条第1項の規定により清算金を供託するときは、当該清算金に係る権利について先取特権、質権又は抵当権を有する者に対して清算金供託に関する通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（供託不要の申出）

第17条 法第112条第1項ただし書の規定により供託すべき清算金を供託しなくてもよい旨の申出をしようとする者は、市長の指定する日までに清算金供託不要申出書（様式第16号）を市長に提出しなければならない。

第5章 雑則

（清算金債権の相続）

第18条 清算金の交付を受けるべき者について相続があったときは、相続人は、直ちに清算金債権相続届出書（様式第17号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、当該相続人に対し、清算金を交付するものとする。

（清算金債務の相続）

第19条 清算金を納付すべき者について相続があったときは、相続人は、直ちに清算金債務相続届出書（様式第18号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する届出書の提出があったときは、当該相続人に対し清算金債務承継通知書（様式第19号）により通知するものとする。

3 市長は、第1項の届出書の提出がないときは、相続人及び相続分を調査の上、これが判明したときはこれに基づき、不明のときは法定相続分により、前項の清算金債務承継通知書により通知するものとする。

(清算金債権の譲渡)

第20条 清算金の交付を受けるべき者が、その債権を譲渡したときは、当該債権譲渡人及び債権譲受人は、連署の上、清算金債権譲渡届出書(様式第20号)を市長に提出しなければならない。

(清算金債務の引受け)

第21条 清算金を納付すべき債務について清算金を納付すべき者とともに債務を負担しようとする者は、連署の上、重疊的債務引受申出書(様式第21号)を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申出を承認したときは、重疊的債務引受承認通知書(様式第22号)により双方に通知するものとする。

(住所等の変更の届出)

第22条 第4条の規定による通知を受けた者、第18条から第20条までの規定による届出をした者又は前条の規定による申出をした者が、その住所又は氏名(法人にあっては、その主たる事務所の所在地又は名称)を変更したときは、直ちに住所・氏名等変更届出書(様式第23号)により当該変更を証する書類を添付して市長に届け出なければならない。

(簿冊の備付け)

第23条 市長は、清算金に係る事務を円滑に執行するため、次に掲げる簿冊を備えておくものとする。

(1) 清算金徴収原簿(様式第24号)

(2) 清算金交付原簿(様式第25号)

(雑則)

第24条 この告示に定めるもののほか、清算金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表(第7条関係)

分割徴収を完了すべき期限	回数
1年以内	3回

1年6月以内	4回
2年以内	5回
2年6月以内	6回
3年以内	7回
3年6月以内	8回
4年以内	9回
4年6月以内	10回
5年以内	11回
5年6月以内	12回
6年以内	13回
6年6月以内	14回
7年以内	15回
7年6月以内	16回
8年以内	17回
8年6月以内	18回
9年以内	19回
9年6月以内	20回
10年以内	21回

【様式は掲載省略】

静岡市告示第718号

静岡市会計規則第96条第2項の規定による静岡市指定金融機関等を定めた告示（平成15年静岡市告示第6号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

3 静岡市収納代理金融機関の表中

「

株式会社三井住友銀行 静岡支店	静岡市葵区追手町7番4号	本店、支店及び出張所
--------------------	--------------	------------

を

」

「

株式会社三井住友銀行 静岡支店	静岡市葵区追手町1番6号	本店、支店及び出張所
--------------------	--------------	------------

に

」

改める。

附 則

この告示は、平成30年1月15日から施行する。

静岡市告示第719号

化製場等に関する法律第9条第1項の規定による区域の指定（平成15年静岡市告示第11号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月6日

静岡市長 田 辺 信 宏

指定区域の表葵区の項中「長沼三丁目」の次に「、長沼南」を、「東草深町」の次に「、東静岡一丁目」を加え、同表駿河区の項中「西脇」の次に「、東静岡二丁目」を加える。

附 則

この告示は、平成29年10月7日から施行する。

葵区選挙管理委員会告示

静岡市葵区選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による葵区の投票区を設置する告示（平成22年静岡市葵区選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月9日

静岡市葵区選挙管理委員会委員長 高山 勉

1の表第13投票区の項及び2の表第13投票区の項中「及び長沼三丁目」を「、長沼三丁目、長沼南及び東静岡一丁目」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

駿河区選挙管理委員会告示

静岡市駿河区選挙管理委員会告示第17号

公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律による駿河区の投票区を設置する告示
(平成22年静岡市駿河区選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成29年10月9日

静岡市駿河区選挙管理委員会委員長 辻 和 夫

本則の表第11投票区の項中「及び聖一色」を「、聖一色及び東静岡二丁目」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。